

(1) 一月一回、公休ヲ支給セラレタリ
(2) 増社ノ都合デ休場ノ時ハ日給ヲ支給セラレ度シ
(3) 本年七月八月休場中ノ手當トシテ一月ニ付十日分ヲ支給セラレ度シ

(4) 病氣休場ノ際ハ日給ヲ支給セラレ度シ
(5) 公傷ノ際ハ治療費並ニ日給ヲ支給セラレ度シ

其後本月十三日ニ至リ煖房係一名、下道係一名、計二名ノ者ニ対シ劇場内ニ於テ組合運動ヲ為シタル理由ニ依リ謹慎ヲ命ゼラレタルニ依リ従業員十九名ハ逐ニ罷業ヲ決行スルニ至レリ

六、労働者側

本月十六日午後一時 争議團代表、伊藤喜三郎外二名、組合側代表、中居是雄外一名ハ松竹本社庶務課長、田中 貞ヲ自

定ニ訪向、別記要求書ヲ提出セルニ同課長ハ明日迄ニ回答ヲ留保セラレ度シト述べタルニ争議團側ハ即答不可能ナルニ於テハ松竹側ニ誠意ヲモセノト正式ニ「ラストレ」ニ入ル可キ事ヲ宣言 午後五時頃 退出セリ

七、事業主側

松竹本社ニ於テハ組合加入セル松竹光昌外十八名ニ対シ、本月十六日午後七時 速達郵便ニテ、會社ノ都合ニテ解雇スル旨 通知セリ

高司七時、女給、事務員等全部ノ保証人ヲ呼出シ第一劇場ニ於テ松竹側重役ヨリ輕率盲動ヲ戒メタリ

八、推 移
常資共ニ強硬ナル為メ相當紛糾スル見込ニ 推移注視中

右及申(通) 報候也